破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８９９号
札幌市北区あいの里２条１丁目６番12号
債務者　杉村　浩子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９３号
札幌市北区北27条西14丁目４番27号
債務者　林　　彩佳（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３６号
北海道北広島市里見町５丁目８番地４
債務者　片岸　梨恵
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４４号
札幌市南区簾舞５条１丁目２番15号
債務者　阿部　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５５号
札幌市白石区栄通８丁目７番５号　志田ハイツ202号
債務者　小林　康子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７９号
北海道千歳市桂木４丁目２番５号
債務者　本田　有香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３５号
札幌市中央区南１条西９丁目６番地１　南１条グランドハイツ209号
債務者　法邑　泰広
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８２号
札幌市中央区南６条西７丁目６番地　プレミアシティ札幌502号
債務者　関　　典子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８９６号
札幌市中央区南７条西17丁目２番３―304号
債務者　糸田いそ代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０４号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目３番36―303号
債務者　仲村渠一美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０９号
北海道江別市弥生町18番地の１　Ｇ―204
債務者　小林　義幸
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２０号
札幌市白石区東札幌１条１丁目２番２号　瀬比亜館セゾンⅠ―303号
債務者　林　　佑亮
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２１号
札幌市白石区東札幌１条１丁目２番２号　瀬比亜館セゾンⅠ―303号
債務者　林　　愛美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９３６号
札幌市北区北25条西２丁目１番５―601号
債務者　影山　　允
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９４７号
札幌市白石区北郷９条３丁目６番12号
債務者　大倉　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５２号
札幌市白石区菊水１条４丁目６番53号　ノースコート菊水Ⅱ―401号
債務者　中山まゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９６号
札幌市厚別区大谷地西６丁目１番25号　コーポ立木201号
債務者　小林　紀子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部